

意匠分類記号	意匠分類の名称
J3-2922	カメラ用発光器

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-319	一	テレビカメラ用部品及び付属品
J3-34	全	カメラ用発光器
D3-621	一	撮影用投光器及び舞台用投光器

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
D3-6200	特殊用途投光器(写真撮影用投光器、映画撮影用投光器、舞台用投光器)

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
カメラ用発光器	エレクトロニックフラッシュ	ストロボ

定義
 暗い条件下等での写真およびビデオ撮影のため、カメラ等に取り付け、瞬間的もしくは一定時間光を発生させる器具。

0889996 号
ビデオカメラ用ライト



1161796 号
カメラ付携帯電話器用発光器



1114620 号
赤外線照射機能付ビデオライト



1113467 号
ストロボ



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称